

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	売買参加者の役員又は使用人に対する売買参加章の交付申請
概要	売買参加者の効率的な取引を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者の役員又は使用人に売買参加章を交付することができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例施行規則第29条（昭和47年規則第7号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>◎ 売買参加者の効率的な取引を確保し、適正な取引を図るためと認められるときで、次の基準により、取扱いの区分毎に常時売買参加者の資格要件を満たす売買参加者の役員又は使用人に対し売買参加章を交付します。</p> <p>1. 売買参加章の交付基準</p> <p>(1) 原則 一売買参加者に対する売買参加章の交付は原則として区分毎に2個までとする。</p> <p>(2) 加算交付 売買参加者の前年度における場内卸売業者からの仕入れ額が、8億円以上の経営規模を有し、かつ資産内容が良好である場合には、売買参加章1個を加算交付することがある。</p> <p>(3) 青果部における特例 青果部において、売買参加者の前年度における場内卸売業者からの仕入れ額が、野菜、果実の区分ごとに仲卸業者1人平均仕入高の1/2以上を有する場合は、さらに売買参加章1個を追加交付することがある。</p> <p>2. 被交付者の資格要件</p> <p>(1) 関係業務の経験を5年以上有する成年者</p> <p>(2) 次の項目に該当しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産者で復権を得ないものであるとき</li> <li>・禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき</li> <li>・大阪市中央卸売市場業務条例第63条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき</li> </ul> <p>(3) 売買参加者の業務を適確に遂行することができる知識を有しているか、本市が実施する試験に合格した者</p>
標準処理期間	2週間～1か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html</a>
備考	—